

遺産分割、遺言、遺留分侵害額請求の基礎

2021年5月16日

弁護士 児玉 讓

[設 例]

あなたは、遺言・相続の相談員として、柏市役所に相談にやってきたX氏(85歳)から、以下のような相談を受けました。

X氏の事情 最近余命宣告を受けた。

X氏の財産

資産は、柏市の自宅土地建物(時価5千万円)、上場会社の株式3社分(時価合計4千万円、内訳a社株2千万円、b、c社株各1千万円)、預貯金3千万円の合計1億2千万円、負債はない。

X氏の推定相続人たち

妻は他界し、子がA、B、C3人いる。とくに不仲ということはない。

長男A(60歳)は、都内で、賃貸アパート暮らしで不動産は所有せず、気ままに芸術家生活をし、妻と2人暮らし、何とか生活できている。妻はどこか戸建てに住みたいと望んでいる。

次男B(58歳)は、埼玉県在住で持家があり、会社の雇われ取締役をし、子供は皆独立しているので妻と二人暮らしであるが、近い将来の退職後は、柏の生まれ育った自宅に戻りたいと願っている。

長女C(50歳)は、神奈川県在住で看護師をしているが、持家はない。10年前に夫に先立たれ、高校生の娘と2人暮らしであるが、親思いで、何かと父Xのことを気遣い、Xからも大変親孝行だと思われている。将来は、生まれ育った柏の自宅から看護師として勤めに行きたいと願っている。

X氏の相談の趣旨

遺産分けについて3人がもめないようにしたい。

相談員であるあなたの対応

公正証書遺言を作成することです！ よい公証人をご紹介します！！

X氏の質問その1

特に自宅土地建物については、A、B、Cみんなが欲しがっているはずだ。もし、私が遺言で特定の者に与えるとする、3人の間で「お父さんはそんなつもりではなかったはずだ。」などと揉めたり、最終的には私が恨まれたりするの嫌だ。3人は今は不仲ではないのだから、敢えて不仲の原因を作りたいくない。私は3人を信じていて、自主的に話し合っ決めてもらうのが一番良いと思う。そこで、「3人で仲良く話し合っ決めてなさい」という趣旨の要望のみを遺言書で残したいと思っているが、専門家としてどうだろうか。

Q これに対して、相談員のあなたは、どう助言しますか？

X氏の質問その2

思いなおせば、確かに私の財産なのだから、私の自由意思で私の気分を重視して、遺産の配分を決めることとしたい。

ホンネでは、Cに自宅土地建物と預貯金の全部、それに有望株のa社株を譲り渡したいと思う。Bは、既に十分資産を持っているし、Aも、早々と家を出て気ままにやっいて、都内で自由に暮らすだけの最低限の生活力はあると思う。それでよいですね？

Q これに対して、相談員のあなたは、どう助言しますか？

X氏の質問その3

遺言執行者を相談員であるあなたにお願いしたいと思う。

ただ、もし3人が遺言を無視して、遺言とは違う内容の遺産分割の協議をやり出したときは、遺言の執行に支障を来さないだろうか？

Q これに対して、相談員のあなたは、どう回答しますか？

X氏の質問その4

遺留分侵害額請求があったときは、遺言の執行に支障を来さないだろうか？

Q これに対して、相談員のあなたは、どう回答しますか？

[コメント]

1. 遺産分割

遺言がないとき

相続人が複数いれば、共同相続

↓

ア. 法定相続による

イ. 遺産分割をする **ここで争族が発生 !!**

兄弟みんなで仲良く決めようとしても、大抵は配偶者が口を出して紛糾の元になる。

協議 ⇒ 家裁調停 ⇒ 家裁審判

2. 遺言

(1) 遺言があれば、かなりの程度で相続人間のトラブルは回避可能

遺言 「□□の土地は、Aに相続させる」

「〇〇の預金は、Bに相続させる」

↓

死亡＝相続開始により確定的にその土地はAに所有権移転し、その預金はBに帰属する **遺産分割は不要 !!**

* 「相続させる」遺言＝遺産分割の指定という性質 ⇒ 遺言の対象たる遺産については、遺産分割しなくても遺言により権利の帰属が決まってしまう。

(2) 遺言の執行と相続人間の自発的な遺産分割協議との関係

ア. 遺言執行者がいる場合

相続人は、遺産の管理処分権なし → 遺言執行者は、遺産の管理処分権を持つ

1) 遺言執行者は、相続人の遺産の分割の意思に反して、遺言の内容に従って執行をできる

相続人から文句を言われても任務違反にはならない !!

2) 相続人が遺言を無視して遺産分割してもそれは無効

ただし、一旦遺言執行が完了した後に相続人が遺産の交換や贈与をするのは認められる。

イ. 遺言執行者がいない場合

相続人の全員の合意で、遺言と異なる遺産分割は可能。

3. 遺言執行と遺留分侵害額請求

ア. 令和元年(2019年)7月1日以降(改正民法施行)の相続

遺言あり ⇒ 遺留分侵害あり ⇒ 遺留分侵害額請求

相続開始により確定的に、遺言書通りに権利移転

遺留分侵害額請求により権利移転の効力は左右されない

→ 遺言執行者は、遺言に従い執行する

→ 当事者は、侵害額について金銭的に清算するだけ

イ. 令和元年(2019年)7月1日より前(旧民法下)の相続

遺言あり ⇒ 遺留分侵害あり ⇒ 遺留分減殺請求

→ 遺言書による権利移転は、遺留分減殺の範囲で効力を失う

→ その範囲で請求者に権利移転する

⇒ 遺言執行者は、遺言執行はできない

参考文献

中根秀樹著「遺言執行実務マニュアル」(新日本法規)